

戸籍公開等関係年表

年	事項
明治4年 (1871)	<p>明治4年戸籍法（太政官布告170号）が公布される（施行は明治5年2月）。</p> <p>（注）従来の族属別の多元的な戸籍に代わり、居住地による一元的な戸籍となる。</p>
明治19年 (1886)	<p>戸籍取扱手続（内務省訓令第22号）が施行される。</p> <p>（注）「明治19年式書式」と呼ばれる戸籍の様式が定められる。</p>
明治31年 (1898)	<p>民法第4編・第5編（法律9号）及び明治31年戸籍法（法律22号）が公布・施行される。</p> <p>（注）戸籍簿のほかに身分登記簿が設けられ、いずれも公開とされる。</p>
大正3年 (1914)	<p>大正3年戸籍法（法律26号）が公布される（施行は大正4年1月）。</p> <p>（注）身分登記簿が廃止される。</p>
昭和22年 (1947)	<p>民法第4編・第5編が全部改正（法律222号）される（施行は昭和23年1月）。</p> <p>現行戸籍法（法律224号）が公布される（施行は昭和23年1月）。</p>
昭和51年 (1976)	<p>戸籍法の一部改正法（法律66号）が公布・施行される。</p> <p>（注）戸籍簿・除籍簿の閲覧制度が廃止される。除籍については、法令に規定する一定の場合のみ謄抄本等の交付請求が認められる。</p>
平成6年 (1994)	<p>戸籍法の一部改正法（法律67号）が公布・施行される。</p> <p>（注）戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う制度が新設される。</p>
平成15年 (2003)	<p>「戸籍の届出における本人確認の実施について」（平成15年3月18日付け民一第748号民事局長通達）が発出される。</p>